## <破砕業許可申請に必要な添付書類一覧表>

必要書類	チェック欄	備	考
許可申請書		様式第	八
欠格要件に該当しないことの誓約書		様式4	
添付書類及び図面			
1. 解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面等 ①施設の概要 ②平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書 ③当該施設の付近の見取図、カラー写真		様式3	
2. 施設の所有権(または使用権原)を有することの証明書		土地登 謄本等	記簿
3. 事業計画書		様式 1 様式 2	(注)
4. 収支見積書		様式 1 様式 2	(注)
5. 申請者が個人である場合、又は申請者が未成年者であり、その法定代理人が個人である場合、 ①住民票の写し(市町村等での交付申請) ②成年後見登記制度に登記されていないことの証明書 (法務局にて証明)			は本籍 載され もの。
6. 申請者が法人である場合、又は申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人である場合、 ①定款又は寄附行為 ②登記簿謄本(法務局にて証明)			
7. 申請者が法人である場合、又は申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人である場合、 ・登記簿謄本に記載されている役員等全員 ・5%以上の株式を有する株主又は出資者 (株主又は出資者が法人の場合は登記簿謄本) ・本支店の代表者や契約締結権限のある使用人			
上記の者の ①住民票の写し(市町村等での交付申請) ②成年後見登記制度に登記されていないことの証明書 (法務局にて証明)			は本籍 載され もの。
8.「標準作業書」の全文の写し			

- (注) 産業廃棄物処理施設の設置許可を受けていれば、その許可証原本の提示により添付書類 1 は不要となります。
- (注) 使用済自動車等を保管基準を超えて保管している場合は、様式2も添付してください。
- ※ すでに産業廃棄物処理業の許可(平成 12 年 10 月 1 日以降に受けた許可)を受けていれば、 住民票等の省略申立書(様式 5)の提出により住民票及び登記事項証明書等は不要となります。
- ※ 市町村等へ住民票を交付申請される場合は、必ず本籍地を記載してもらってください。
- ※ 更新許可申請の場合、省略申立書を添付すれば1、2が省略可能です。